

## 第2 主な社会資本の現状

### 1 国及び地方公共団体等が管理する社会資本の現状

現状		図表番号																																																																						
<p>(1) 社会資本の種類、設置数等</p> <p>我が国の社会資本は、高度経済成長期に集中して整備され、国及び地方公共団体等では、多種多様な社会資本を管理し、その設置数（延長）は膨大なものとなっている。</p> <p>国及び地方公共団体等が管理する主な社会資本の種類（注）、設置数（延長）等は次表のとおりである。</p> <p>(注) 社会資本の種類は、「経済審議会地域部会で用いた社会資本の範囲」を参考とした。          なお、経済審議会は、平成13年に廃止されたが、内閣府では、「日本の社会資本2007」（内閣府政策統括官（经济社会システム担当））において、引き続き、同範囲を使用している。</p>		表1-①																																																																						
<p>表1 国及び地方公共団体等が管理する主な社会資本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>設置数（延長）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 交通・通信施設</td> <td>道路</td> <td>1,196,217 km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>997 港</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>95 空港</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 住宅・生活環境施設</td> <td>住宅</td> <td>2,179,505 戸</td> <td>公営住宅</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>618,137 km</td> <td>上水道・水道用水供給事業（管路）</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>約42万km</td> <td>管きよ</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>3,161 か所</td> <td>ごみ処理施設</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>98,322 か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3. 厚生福祉施設</td> <td>医療施設</td> <td>5,554 か所</td> <td>病院、一般診療所等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>32,161 か所</td> <td>老人福祉施設等</td> </tr> <tr> <td>介護保険施設</td> <td>766 か所</td> <td>介護老人福祉施設等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4. 教育訓練施設</td> <td>学校</td> <td>42,337 か所</td> <td>小・中・高校等</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設</td> <td>26,957 か所</td> <td>公民館、図書館等</td> </tr> <tr> <td>社会体育施設</td> <td>47,925 か所</td> <td>体育館等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5. 国土保全施設</td> <td>治山施設</td> <td>53,829 基</td> <td>治山ダム</td> </tr> <tr> <td>治水施設</td> <td>10,191 施設</td> <td>堰、水門、揚水機場、排水機場等</td> </tr> <tr> <td>海岸保全施設</td> <td>約9,700 km</td> <td>堤防、護岸等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6. 農林漁業施設</td> <td>農業施設</td> <td>61,976 km</td> <td>農道（舗装）</td> </tr> <tr> <td>林業施設</td> <td>44,012 km</td> <td>国有林林道</td> </tr> <tr> <td>漁業施設</td> <td>2,914 港</td> <td>漁港</td> </tr> </tbody> </table>		区分	種類	設置数（延長）	備考	1. 交通・通信施設	道路	1,196,217 km		港湾	997 港		空港	95 空港		2. 住宅・生活環境施設	住宅	2,179,505 戸	公営住宅	水道	618,137 km	上水道・水道用水供給事業（管路）	下水道	約42万km	管きよ	廃棄物処理施設	3,161 か所	ごみ処理施設	都市公園	98,322 か所		3. 厚生福祉施設	医療施設	5,554 か所	病院、一般診療所等	社会福祉施設	32,161 か所	老人福祉施設等	介護保険施設	766 か所	介護老人福祉施設等	4. 教育訓練施設	学校	42,337 か所	小・中・高校等	社会教育施設	26,957 か所	公民館、図書館等	社会体育施設	47,925 か所	体育館等	5. 国土保全施設	治山施設	53,829 基	治山ダム	治水施設	10,191 施設	堰、水門、揚水機場、排水機場等	海岸保全施設	約9,700 km	堤防、護岸等	6. 農林漁業施設	農業施設	61,976 km	農道（舗装）	林業施設	44,012 km	国有林林道	漁業施設	2,914 港	漁港	表1-②
区分	種類	設置数（延長）	備考																																																																					
1. 交通・通信施設	道路	1,196,217 km																																																																						
	港湾	997 港																																																																						
	空港	95 空港																																																																						
2. 住宅・生活環境施設	住宅	2,179,505 戸	公営住宅																																																																					
	水道	618,137 km	上水道・水道用水供給事業（管路）																																																																					
	下水道	約42万km	管きよ																																																																					
	廃棄物処理施設	3,161 か所	ごみ処理施設																																																																					
	都市公園	98,322 か所																																																																						
3. 厚生福祉施設	医療施設	5,554 か所	病院、一般診療所等																																																																					
	社会福祉施設	32,161 か所	老人福祉施設等																																																																					
	介護保険施設	766 か所	介護老人福祉施設等																																																																					
4. 教育訓練施設	学校	42,337 か所	小・中・高校等																																																																					
	社会教育施設	26,957 か所	公民館、図書館等																																																																					
	社会体育施設	47,925 か所	体育館等																																																																					
5. 国土保全施設	治山施設	53,829 基	治山ダム																																																																					
	治水施設	10,191 施設	堰、水門、揚水機場、排水機場等																																																																					
	海岸保全施設	約9,700 km	堤防、護岸等																																																																					
6. 農林漁業施設	農業施設	61,976 km	農道（舗装）																																																																					
	林業施設	44,012 km	国有林林道																																																																					
	漁業施設	2,914 港	漁港																																																																					
<p>(注) 1 当省の調査結果による。          2 区分は、「経済審議会地域部会で用いた社会資本の範囲」を参考とした。          3 設置数（延長）は、平成22年12月1日現在で、所管省庁が把握している設置数（延長）である。          4 道路には、上記以外に高速道路株式会社が管理する高速道路（7,560 km）がある。          5 港湾の設置数（延長）には、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条に基づく、港湾区域の定めのない港湾を含む。          6 空港には、上記以外に空港株式会社が管理する空港（成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港）がある。          7 水道、社会福祉施設の設置数（延長）には、民間事業者管理分を含む。</p>																																																																								

## (2) 主な社会資本の老朽化の進行状況

国及び地方公共団体等が管理する主な社会資本の老朽化の状況をみると、次表のとおり、今後、急速に老朽化が進行すると見込まれている。

表1-①

表2 主な社会資本の老朽化の状況

種類		設置数(延長)	老朽化の進行状況
道路	トンネル	8,534 か所 (2,926 km)	平成21年4月現在、建設後50年以上経過するものが約18%、20年後には約46%に増加
	橋梁	671,621 橋 (11,137 km)	平成21年4月現在、建設後50年以上経過するものが約8%、20年後には約53%に増加
港湾	外郭施設 (防波堤)	583 km	平成21年度現在、建築後50年以上経過するものが約5%、20年後には約42%に増加
	係留施設 (岸壁)	560 km	平成21年度現在、水深4.5m以上の岸壁のうち、建築後50年以上経過するものが約5%、20年後には約48%に増加
空港	滑走路	214.6 km	平成22年度現在、供用開始後50年以上経過するものが1%、20年後には29%に増加
住宅	公営住宅	2,179,505 戸	平成21年3月現在、建築後30年以上経過したものが56%
水道	上水道・水道用水供給事業(管路)	618,137 km	平成20年度現在、上水道事業者及び水道用水供給事業者の導水管、送水管及び配水管のうち、40年(法定耐用年数)を超えた管路は7%
下水道	排水施設(管きよ)	約42万km	平成21年度現在、敷設後50年以上経過する管きよは3%、20年後には約22%に増加
廃棄物処理施設	ごみ焼却施設	1,269 か所	平成20年度末現在、設置後20年以上経過するものが約35.7%
学校	公立小・中学校等	31,723 校	平成22年5月現在、建築後25年以上を経過した非木造建物が70.7%(保有面積ベース)
社会教育施設	公民館	15,913 か所	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年を経過した)施設が全体の4.5%
治水施設	ダム	494 か所	平成19年現在、完成後50年以上経過するものが5%、20年後には35%に増加
	堰、水門、揚水機場、排水機場等	10,191 施設	平成22年12月現在、河川管理施設(堤防を除く)の主要な機器がおおむね更新等を迎える、設置後40年を経過した施設数は37.1%、10年後には60%に増加
農業水利施設	貯水池、頭首工等	7,356 か所	平成21年3月現在、おおむね20年(耐用年数)を超過する用排水機場が約63%、おおむね40年(耐用年数)を超過する用排水路等が約26%、おおむね(耐用年数)50年を超過する頭首工が約23%
漁業施設	防波堤	1,321,348m	平成21年度現在、建設後50年以上経過しているものが約8%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成22年12月1日現在、所管省庁が老朽化の状況を把握している施設のうち、主な施設を記載した。

## (3) 社会資本の維持管理等の現状

国及び地方公共団体等が管理する主な社会資本の管理の現状をみると、損傷等が発生してから対応する「事後保全型管理」から、施設の状態を定期的に点検・診断し、異常が認められる際には、致命的欠陥が発現する前に速やかに対策を講じ、ライフサイクルコストの縮減を図る「予防保全型管理」の考え方を取り入れ、

より効率的な維持管理等を行っている社会資本がみられる。

さらに、予防保全型管理を導入している社会資本の中には、国の方針等に基づき、ライフサイクルコストの最小化、予算の平準化等を実現するため、長寿命化計画等を策定し、より効率的かつ計画的な維持管理を推進しているものがみられる。

表3 所管省庁が予防保全型管理の実施を規定している施設

社会資本の種類
※道路（橋梁）、※港湾、空港、住宅（※公営住宅、※改良住宅、地域優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅））※水道、※下水道、※廃棄物処理施設、※都市公園、医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設（障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設）、自然公園（国立公園施設）、治水施設（河川管理施設（ダム、※堰、※水門、※樋門・樋管、堤防、※排水機場、※揚水機場・浄化機場）、※農業水利施設（基幹的農業水利施設）、林業施設（林道（※国有林林道、※国有林のトンネル・橋梁、民有林の橋梁））、※漁業施設（漁港）

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成22年12月1日現在である。  
 3 所管省庁が、法令等（交付金要綱、補助金要綱等で規定しているものを含む。）で予防保全型管理の実施を規定している施設を記載した。  
 4 ※印は、予防保全型管理の実施を規定している施設のうち、所管省庁が、法令等（交付金要綱、補助金要綱等で規定しているものを含む。）で長寿命化計画等を策定することを規定している施設を示す。  
 5 国土交通省では、河川管理施設について、これまでの時間計画保全を主とした予防保全に加え、施設の状態を監視する状態監視保全の考え方を導入している。  
 6 文部科学省では、各都道府県教育委員会に対し、平成23年4月8日、公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）の計画的な再生整備等の実施を要請している。なお、国立学校施設については、各国立大学法人等が、独自に中長期的な修繕計画を策定している。  
 7 農林水産省及び国土交通省は、海岸保全施設について、平成20年2月に「ライフサイクルマネジメントのための海岸保全施設維持管理マニュアル（案）～堤防・護岸・胸壁の点検・診断～」を海岸管理者に通知し、予防保全型管理を推進している。

#### (4) 主な社会資本における損傷事故等の発生状況

社会資本は高度経済成長期に集中的に整備され、近年、これらの社会資本の老朽化が急速に進行していることから、施設の老朽化による重大な損傷事故等が発生しており、地域住民や利用者に多大な影響を与えているものがみられる。

表1-③

表4 主な社会資本における損傷事故等の例

施設名	損傷事故等の概要
港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年6月29日、三河港（愛知県）において、岸壁の排水施設の接続箇所脱落により土砂の吸い出しを受け、エプロンが空洞化</li> <li>平成22年1月20日、金沢港において、護岸の矢板に穴が開いて吸い出しを受け空洞化</li> </ul>
空港施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年8月10日、大阪国際空港において、経年劣化によると考えられる舗装破損が発生。破損規模は、0.4m×0.25m</li> </ul>
上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年3月18日、福井県において、排水管が破裂し、漏水が発生し116世帯で断水、推定860世帯において濁水が発生</li> </ul>
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年6月19日、仙台市内において、昭和15年に敷設した管きよが破損（幅約1.4cm、深さ1.2m）し、道路陥没が発生</li> <li>平成20年7月17日、福岡市内において、昭和5年に敷設した管きよが破損（幅約2m、深さ1.5m）し、道路陥没が発生</li> </ul>
河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年11月5日、百間川河口水門（岡山県）において、ゲート補修中に仮設した予備ゲートの右岸下部の固定金具が、腐食・老朽化していたため脱落し海水が流入</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 所管省庁が把握している主な損傷事故等について記載した。

#### (5) 社会資本の整備費用及び維持管理費用の推移

国土交通省では、平成21年度「国土交通白書」において、同省が所管する社会資本（道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸の8種類）を対象に、過去の投資実績等を基に、今後の維持管理・更新費を推計している。

同省の推計によると、今後の投資可能総額の伸びは、平成22年度以降対前年度比±0%で、維持管理・更新に関して、今までどおりの対応をした場合は、維持管理・更新費が投資総額に占める割合は同年度時点で約50%であるが、49年度（2037年度）時点で投資可能総額を上回り、23年度から72年度（2060年度）までの50年間に必要な更新費は約190兆円になるとしている。

表1-④

表 1-① 国及び地方公共団体等が管理する主な社会資本の現状

区分	種類	設置数 (延長)	主な構造物		所管 省庁	管理者	老朽化の進行状況	備考	
			構造物名	設置数(延長)					
1 交通・通信施設	道路	1,196,217 km	舗装	953,805km	国土交通省	国、都道府県、市町村	不明(※1)	・設置数(延長)は、平成20年4月1日現在 ・道路の設置数(延長)は、舗装、トンネル、橋梁以外の構造物の延長を含む。	
			トンネル	8,534 か所 (2,926 km)			平成21年4月現在、建設後50年以上経過するトンネルは、約18% (約1,700 か所) →20年後には約46% (約4,400 か所) に増加		
			橋梁(2m以上)	671,621 橋 (11,137km)			平成21年4月現在、建設後50年以上経過する橋梁は約8% (約12,900 橋) →20年後には約53% (約80,200 橋) に増加		
	港湾	997 港	外郭施設(防波堤)	583km	国土交通省	国、都道府県、市町村、港務局、一部事務組合	平成21年度現在、建設後50年以上経過する防波堤は約5% →平成41年度には約42%に増加	・港湾数は平成22年4月1日現在 ・防波堤、岸壁及び臨港交通施設の設置数(延長)は、平成21年4月現在であり、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾に所在する公共岸壁、防波堤及び臨港交通施設である。	
			係留施設(岸壁)	560km			平成21年度現在、建設後50年以上の岸壁(水深4.5m以上)は約5% →平成41年度には約48%に増加		
			臨港交通施設(道路、橋梁等)	2,562km			平成21年度現在、建設後50年以上のトンネル・橋梁は約0% →平成41年度には約23%に増加		
	空港	95 空港	滑走路	214.6km	国土交通省	国、都道府県、政令市等	平成22年度現在、供用開始後50年以上経過する滑走路は1% →平成42年度には29%に増加	設置数(延長)は、平成22年11月1日現在	
			誘導路	約187,000m					
			エプロン	約8,716,000 m <sup>2</sup>					
	2 住宅・生活環境施設	住宅	公営住宅	2,179,505 戸	国土交通省	都道府県、市町村	平成21年3月現在、一般的に滅失又は資産価値が認められなくなるとされる建築後30年以上経過したものは56%	設置数(延長)は、平成21年3月31日現在	
改良住宅等			154,233 戸	平成21年3月31日現在、改良住宅等の0.2%が耐用年数(耐火構造:70年、準耐火構造:45年、木造:30年)を経過					
都市機構賃貸住宅			763,507 戸	平成22年3月現在、一般的に滅失又は資産価値が認められなくなるとされる管理開始後30年以上経過したものは約63%			設置数(延長)は、平成22年3月31日現在		
公社賃貸住宅			132,184 戸	不明(※2)					
地域優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅)			約16 万戸	地方住宅供給公社、その他			不明(※2)		設置数(延長)は、平成21年3月31日現在
地域優良賃貸住宅(高齢者向け賃貸優良住宅)			約3.5 万戸						設置数(延長)は、平成22年3月31日現在
公務員住宅(合同宿舍)			86,670 戸	財務省			国		平成22年9月1日現在、公務員宿舍の建替えの目安である建設後40年以上経過した合同宿舍が16%
水道		上水道	1,519 事業	管路	606,902.6km	厚生労働省	都道府県、市町村、一部事務組合、民間事業者	平成20年度現在において、上水道事業者及び水道用水供給事業者の導水管・送水管・配水管の総延長に占める法定耐用年数(40年)を超えた管路は43,100.5km(7.0%)	・設置数(延長)は、平成20年度現在 ・上水道の事業数には、民間9事業を含む。 ・簡易水道の事業数には、民間876事業を含む。
		簡易水道	7,152 事業	管路	113,645 km				
		水道用水供給事業	101 事業	管路	11,234.4km				

区分	種類	設置数 (延長)	主な構造物		所管 省庁	管理者	老朽化の進行状況	備考	
			構造物名	設置数(延長)					
	下水道	-	排水施設 (管きよ)	約 42 万 km	国 土 交 通 省	都道府県、市町村、一 部事務組合	平成 21 年度現在、敷設後 50 年以上経過する管きよ 延長は約 3 %→平成 41 年度には約 22%に増加	設置数(延長)は、平成 21 年 3 月 31 日現在	
			ポンプ場	約 4 万か所					
			雨水貯留施設	約 700 か所					
			処理場	約 2,100 か所					
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設	3,161 か所	ごみ焼却施設	1,269 か所	環 境 省	市町村、一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設：平成 20 年度現在、稼働年数 16 年 以上が約 5 割、21 年以上が約 3 割</li> <li>し尿処理施設：平成 20 年度現在、稼働年数 20 年 以上が約 5 割、30 年以上が約 3 割</li> <li>平成 20 年度末現在、設置後 20 年以上経過するご み焼却施設は約 35.7%、資源化等の施設は約 15.4%、粗大ごみ処理施設は約 37.5%、し尿処 理施設は約 53.3%、コミュニティプラントは約 39.2%</li> </ul>	設置数(延長)は、平成 21 年 3 月 31 日現在
資源化等の施設				1,230 か所					
粗大ごみ処理施設				662 か所					
し尿処理施設		1,394 か所	し尿処理施設	1,039 か所					
			コミュニティプラ ント	355 か所					
最終処分場	-	最終処分場	1,823 か所						
浄化槽	-	浄化槽(合併処理)	133,567 基						
都市公園		98,322 か所 (115,164ha)	-	-	国 土 交 通 省	国、都道府県、市町村	平成 19 年度末現在、施設の老朽化の一つの目安で ある供用開始後 30 年以上を経過する都市公園は 27%→平成 39 年度末には 56%に増加	設置数(延長)は、平成 21 年 3 月 31 日現在	
3 厚生福祉施設	医療施設	病院	1,278 か所	-	厚 生 労 働 省	国、都道府県、市町村、 独立行政法人	不明(※2)	設置数(延長)は、平成 21 年 10 月 1 日現在	
		一般診療所	3,987 か所	-					
		歯科診療所	289 か所	-					
	保健衛生施設	保健所	494 か所	-	-	都道府県、市(一部)、 特別区	不明(※2)	設置数(延長)は、平成 22 年 4 月 1 日現在	
	社会福祉施設	保護施設	保護施設	35 か所	-	厚 生 労 働 省	都道府県、市町村	不明(※2)	設置数(延長)は、平成 21 年 10 月 1 日現在
			老人福祉施設	3,356 か所	-		市町村	不明(※2)	設置数(延長)は、平成 21 年 10 月 1 日現在
		障害者支援施設	620 か所	-	国、市町村				
		身体障害者更生援護施設	94 か所	-	市町村				
		知的障害者援護施設	330 か所	-	市町村				
		精神障害者社会復帰施設	13 か所	-	-		都道府県、市町村		
		身体障害者社会参加支援施設	293 か所	-	-		国、都道府県、市町村		
		婦人保護施設	21 か所	-	-		都道府県	設置数(延長)は、平成 21 年 10 月 1 日現在	
		児童福祉施設	17,037 か所	-	-		国、都道府県、市町村	設置数(延長)は、平成 21 年 10 月 1 日現在	
	母子福祉施設	9 か所	-	-	市町村	不明(※2)	設置数(延長)は、平成 21 年 10 月 1 日現在		
	その他の社会福祉施設	10,353 か所	-	-	国、都道府県、市町村、 社会福祉事業者	設置数(延長)は、平成 20 年 10 月 1 日現在であり、社 会福祉事業者管理分を含 む。			
	介護 保険 施設	介護老人福祉施設	492 か所	-	-	厚 生 労 働 省	都道府県、市町村	不明(※2)	設置数(延長)は、平成 20 年 10 月 1 日現在
		介護老人保健施設	155 か所	-	-				
		介護療養型医療施設	119 か所	-	-				

区分	種類		設置数 (延長)	主な構造物		所管 省庁	管理者	老朽化の進行状況	備考
				構造物名	設置数(延長)				
	労働 福祉 施設	働く婦人の家	193 か所	—	—	厚生 労働 省	市町村等	不明(※2)	設置数(延長)は、平成21年3月現在
	自然公園 (国立公園施設)		—	博物館展示施設	39 施設	環境 省	国	平成22年12月1日現在、建設後、平均耐用年数である26年以上を経過した施設は5施設(12.8%)	設置数(延長)は、平成22年12月1日現在
4 教育訓練施設	学校	国公立幼稚園	5,156 園	—	—	文 部 科 学 省	国、都道府県、市町村、一部事務組合、国立大学法人、独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年5月現在、建築後25年以上を経過した公立小・中学校施設等(非木造建物)は、70.7%(保有面積ベース)</li> <li>平成22年5月現在、建築後25年以上経過し、一般的に大規模な改修を要する国立大学法人等施設は37.4%(保有面積ベース)</li> </ul>	設置数(延長)は、平成22年5月現在
		国公立小学校	21,787 校	—	—				
		国公立中学校	10,057 校	—	—				
		国公立高等学校	3,796 校	—	—				
		国公立中等教育学校	32 校	—	—				
		国公立特別支援学校	1,025 校	—	—				
		国公立高等専門学校	55 校	—	—				
		公立短期大学	26 校	—	—				
		国公立大学	181 校	—	—				
	国公立専修学校	213 校	—	—					
		公立各種学校	9 校	—	—				
社会 教育 施設	公民館	15,913 か所	—	—	文 部 科 学 省	市町村	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年が経過した)施設は全体の4.5%	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在であり、公民館類似施設を含む。	
	図書館	3,139 か所	—	—		都道府県、市町村、一部事務組合	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年で相当年数が経過した)施設は全体の1.2%	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在	
	博物館	4,365 か所	—	—		国、都道府県、市町村、一部事務組合、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年で相当年数が経過した)施設は全体の11.8%	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在であり、博物館相当施設、博物館類似施設を含む。	
	青少年教育施設	1,125 か所	—	—		都道府県、市町村、一部事務組合、独立行政法人	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年で相当年数が経過した)施設は全体の1.4%	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在	
	女性教育施設	282 か所	—	—		都道府県、市町村、独立行政法人	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年で相当年数が経過した)施設は全体の0.4%	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在	
	文化会館	1,750 か所	—	—		国、都道府県、市町村、一部事務組合、独立行政法人	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年で相当年数が経過した)施設は全体の0.9%	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在	
	生涯学習センター	383 か所	—	—		都道府県、市町村、一部事務組合	平成20年10月現在、昭和30年以前に建築された(およそ築53年で相当年数が経過した)施設は全体の約1%	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在	
社会 体育 施設	体育館、運動場等	47,925 か所	—	—	文 部 科 学 省 等	都道府県、市町村、一部事務組合	不明(※2)	設置数(延長)は、平成20年10月1日現在	

区分	種類	設置数 (延長)	主な構造物		所管 省庁	管理者	老朽化の進行状況	備考
			構造物名	設置数(延長)				
公共 職業 能力 開発 施設 等	職業能力開発校	165 か所	—	—	厚 生 労 働 省	都道府県、市町村	不明(※2)	設置数(延長)は、平成22年4月1日現在
	職業能力開発大学校	10 か所	—	—		独立行政法人	平成22年4月1日現在、実習場、教室棟等の主要建物棟は246棟あり、そのうちRC造等の耐用年数である47年を経過している建物は1棟、S造等の耐用年数である34年を経過している建物は62棟、計63棟(25.6%)	
	職業能力開発総合大学校	1 か所	—	—		独立行政法人	平成22年4月1日現在、実習場、教室棟等の主要建物棟は36棟あり、そのうちRC造等の耐用年数である47年を経過している建物は0棟、S造等の耐用年数である34年を経過している建物は2棟、計2棟(5.6%)	
	職業能力開発短期大学校	14 か所	—	—		都道府県、独立行政法人	平成22年4月1日現在、実習場、教室棟等の主要建物棟数は5棟あり、そのうちRC造等の耐用年数である47年を経過している建物は0棟、S造等の耐用年数である34年を経過している建物は0棟、計0棟(0.0%)	
	職業能力開発促進センター	61 か所	—	—		独立行政法人	平成22年4月1日現在、実習場、教室棟等主要建物棟数は585棟あり、そのうちRC造等の耐用年数である47年を経過している建物は36棟、S造等の耐用年数である34年を経過している建物は192棟、計228棟(39.0%)	
	障害者職業能力開発校	19 か所	—	—		都道府県、独立行政法人	国立：不明(※3) 県立：不明(※2)	
5 国土 保全 施設	治山施設	—	治山ダム	53,829 基	農 林 水 産 省	国、都道府県	不明(※4)	設置数(延長)は、平成22年3月31日現在であり、農林水産省直轄設置ダム数である。
	治水施設 (河川管理施設)	—	ダム	494 か所	国 土 交 通 省	国、都道府県、市町村	平成19年現在、完成後50年以上を経過するダムは5%、→平成39年には35%に増加	・設置数(延長)は、平成22年7月1日現在であり、一級及び二級水系における河川管理施設としてのダム数(ただし、水資源機構管理施設を除く。)である。 ・設置数(延長)には、ゲートレス構造のものを含む。
			堰、水門、揚水機 場、排水機場等	10,191 施設			平成22年12月現在、河川管理施設(堤防を除く)の主要な機器がおおむね更新等を迎える設置後40年を経過した施設数は37.1%。→10年後には60%に増加	設置数(延長)は、平成22年12月1日現在であり、国土交通省管理分である。
			堤防	約13,400 km			設置数(延長)は、平成22年3月31日現在であり、直轄河川に設置された施設の延長である。	

区分	種類	設置数 (延長)	主な構造物		所管 省庁	管理者	老朽化の進行状況	備考
			構造物名	設置数(延長)				
	海岸保全施設	—	堤防、護岸等	約 9,700 km	農林水産省、国土交通省	都道府県、市町村	不明(※2)	設置数(延長)は、平成22年12月1日現在
6 農林漁業施設	農業施設 (農道)	—	舗装	61,976km	農林水産省	都道府県、市町村、土地改良区等	不明(※2)	設置数(延長)は、平成21年8月1日現在
			トンネル	261か所 (6.4km)				
			橋梁(15m以上)	3,150か所 (14.4km)				
	農業水利施設 (基幹的農業水利施設)	—	貯水池(農業用ダム、ため池)頭首工、水門、管理設備、機場等	7,356か所	農林水産省	国、都道府県、市町村、土地改良区、独立行政法人、その他	平成21年3月現在、耐用年数であるおおむね20年を超過する用排水機場は約63%、耐用年数であるおおむね40年を超過する用排水路等は約26%、耐用年数であるおおむね50年を超過する頭首工は約23%	設置数(延長)は、平成21年3月現在
			水路、集水渠	49,306km				
	林業施設 (林道)	国有林	—	林道	44,012 km	林野庁	国、都道府県、市町村	国有林：不明(※5) 民有林：不明(※2)
トンネル				146か所 (10.4 km)	設置数(延長)は、平成22年10月1日現在			
橋梁(4m以上)				11,884 橋	設置数(延長)は、平成21年3月31日現在			
民有林		—	林道	89,242 km	設置数(延長)は、平成17年現在			
			トンネル	522か所 (87.8 km)	設置数(延長)は、平成20年3月31日現在			
橋梁(4m以上)	21,047 橋	設置数(延長)は、平成20年3月31日現在						
漁業施設 (漁港)	2,914 港	防波堤	1,321,348m	水産庁	都道府県、市町村	平成21年度現在、建設後50年以上を経過しているものは約8%	・漁港数は、平成22年4月1日現在 ・防波堤の設置数(延長)は、平成17年10月現在	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成22年12月1日現在である。  
3 「区分」及び「種類」欄は、経済審議会地域部会で用いた社会資本の範囲(「日本の社会資本－現状分析と計画－」竹内良夫著 昭和42年(1967年)鹿島研究所出版会)を参考とした。  
4 「構造物」欄には、当該資本を構成する主な構造物を記載した。  
5 「—」は該当なしを示す。  
6 ※1：所管省庁では、道路(舗装)は、老朽化の定義がないとして不明としている。  
※2：所管省庁では、当該施設の老朽化の進行状況の把握を要請されておらず、各管理者において把握されているとして不明としている。  
※3：所管省庁では、障害者職業能力開発校(国立)は、国有財産台帳に記載されている範囲で施設の現状を把握しているが、老朽化の進行状況は把握していないとしている。  
※4：所管省庁では、治山施設(治山ダム)は、施設更新を前提とした老朽化の把握は行っていないため不明としている。  
※5：所管省庁では、林業施設(林道)のうち国有林は、開設以降の経過年数をもって改修等の必要性を判断していないため不明としている。

表 1-② 経済審議会地域部会で用いた社会資本の範囲

区分	社会資本	
	政府資本	民間資本
1. 交通・通信施設	道路（建設省所管）、港湾、空港、鉄道（国鉄等）（注2）、電信電話（注2）、郵便	私鉄、有線放送施設
2. 住宅・生活環境施設	公営住宅、公務員住宅、住宅公団賃貸住宅、上水道、簡易水道、下水道、終末処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、都市公園	住宅
3. 厚生福祉施設	国公立病院、国公立診療所、保健衛生施設（保険所等）、社会福祉施設、児童福祉施設、労働福祉施設（働く婦人の家、港湾労働者宿舎等）、国立公園	私立病院、私立診療所、私立歯科診療所、社会福祉施設
4. 教育訓練施設	国公立学校施設（幼稚園～大学、各種学校）、社会教育施設、社会体育施設、職業訓練施設	民間（同左）
5. 国土保全施設	治山、治水、海岸の各施設	
6. 農林漁業施設	農業（基幹かんがい排水、圃場整備、開干拓、防災、構造改善基盤整備事業）、林業（林道、造林、国有林機械）、漁業（漁港、漁場造成）の各施設（おおむね農家負担金等の受益者負担分は社会資本としていない。）	
7. その他	公共工業用水道、その他中央政府社会資本（主に広義の官庁管轄で建物、工作物、船舶であり、防衛関係は含まない。）その他地方政府社会資本（庁舎等）、専売公社	

(注) 1 「日本の社会資本—現状分析と計画—」（竹内良夫著 昭和42年（1967年）鹿島研究所出版会）に基づき作成した。

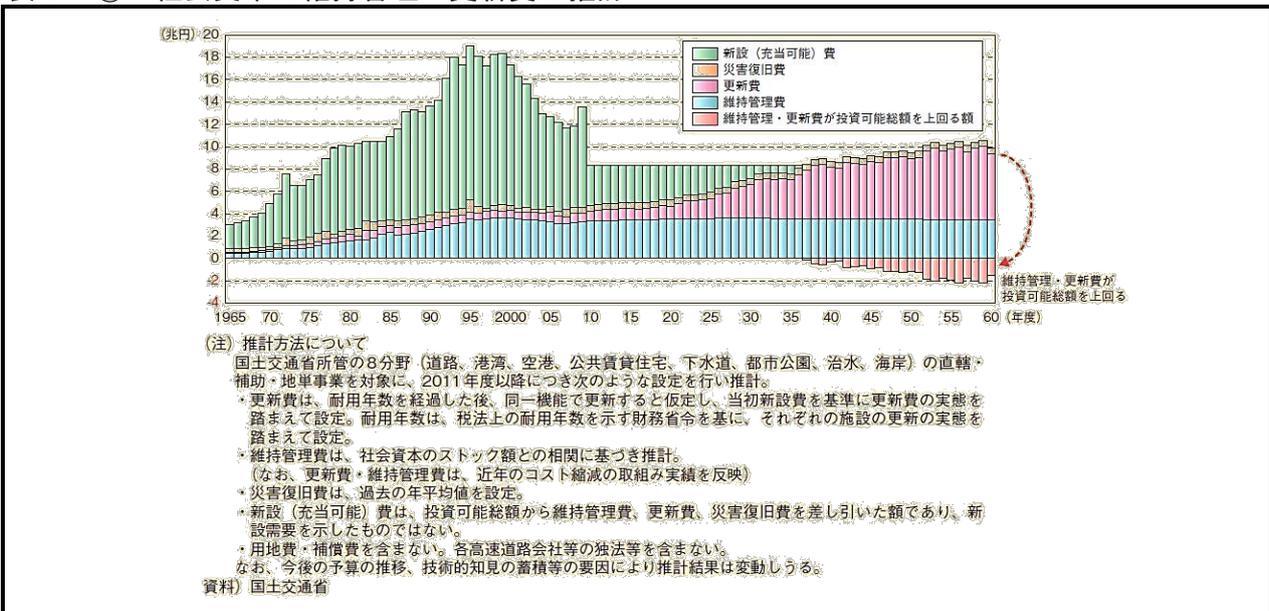
2 鉄道については、日本国有鉄道が、昭和62年（1987年）4月に民営化されたため、同年以降は民間資本として、電信電話については、日本電信電話公社が、昭和60年（1985年）4月をもって民営化されたため、同年以降は民間資本としている。

表 1-③ 主な社会資本における損傷事例

種類	損傷事例
港湾施設	<p>○ 老朽化が進展し、岸壁の上部工での陥没によるクレーン車の転倒、係留中の船舶への衝突事故等が発生</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(出典：国土交通省ホームページ資料)</p>
空港施設	<p>○ 誘導路の破損により、航空機に遅れが発生</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(出典：国土交通省ホームページ資料)</p>
上水道施設	<p>○左：漏水により路盤砂が流出。中、右：腐食した水道管</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>(出典：石狩市ホームページ資料)</p>

種類	損傷事例
下水道施設	<p>○ 管路施設に起因した陥没事故</p>  <p>(出典：国土交通省ホームページ資料)</p>
河川管理施設	<p>○左：護岸の崩落、右：堤防の変状</p>  <p>(出典：東北地方整備局、近畿地方整備局ホームページ資料)</p>

表 1-④ 社会資本の維持管理・更新費の推計



(注) 平成 21 年度国土交通白書から抜粋した。